

「秘密保護法案」に反対する「草文会」のアピール

2013 年 11 月 21 日

草文会

会長 渡辺 裕

「特定秘密保護法案」が 2013 年 10 月 25 日閣議決定され、国会に提出されました。同法案は「国家の安全保障に係る秘密情報の漏洩防止をし、国民の安全確保を目的とする」とされています。しかし、提出された法案は「何が秘密か」「秘密は秘密」「秘密は行政機関の長が指定する」という内容です。

草文会は 1971 年に創立されて、「民主主義的な良書の出版」という志をもった出版社が集まって研鑽し諸活動をしています。

出版活動には「国民の知る権利」にこたえるために、憲法に規定された「言論・出版・表現の自由」が保障されていなければなりません。また、「取材の自由」も健全な出版活動をしていくうえで必要です。「特定秘密保護法案」は政府・権力者が自分たちに都合の悪い情報を「特定秘密」と指定すれば、秘密情報を漏洩した者には最高 10 年の懲役刑に処することができ、国民の知る権利を著しく制約するものになっています。

このままでは「出版・言論・表現・取材の自由」が奪われ、戦前の日本と同じになってしまいます。

平和で民主的な国をつくりあげていくうえで、「言論・出版・表現・取材の自由」は不可侵性を持った重要な国民の権利です。

出版活動にたずさわる私たちは日本国憲法によって保証されている国民の知る権利を侵害する「秘密保護法案」には強く反対を表明いたします。